



2026年5月8日

各位

会社名 トヨタ自動車株式会社
代表者 取締役副社長 宮崎 洋一
(コード番号 7203 東証プライム・名証プレミア)
お問合せ先 資本関連事業部長 森山 由英
(TEL. 0565-28-2121)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日（以下、本割当決議日という。）開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下、本自己株式処分または処分という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年6月30日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 634,900株
(3) 処分価額	1株につき2,978円
(4) 処分総額	1,890,732,200円
(5) 処分予定先 (割当予定先)	当社の払込期日時点での取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く） 3名 511,400株 当社の上記時点での取締役を兼務しない執行役員 3名 74,500株 当社の上記時点での当社子会社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く） 1名 49,000株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年5月8日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値向上に向けた取り組みを促すとともに、一人ひとりが経営者としてより一層強い責任感を持ち、株主の皆様と同じ目線に立った経営を推進することを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く）および取締役を兼務しない執行役員を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本制度という。）を導入することを決議し、2025年6月12日開催の第121回定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行し、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対して年額40億円以内の株式報酬枠を設定すること、割り当てる譲渡制限付株式の総数として年400万株以内とすること等についてご承認をいただいております。

今般、当社グループ共通の理念のもと、グループ一体で中長期経営計画の遂行を推進する観点から、本制度の対象者を一部の当社子会社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）および一部の当社子会社の取締役を兼務しない執行役員にも拡大することといたしました。なお、本自己株式処分における割当予定先には、当社子会社の取締役が含まれますが、当社子会社の取締役を兼務しない執行役員は含まれておりません。

3. 本制度及び譲渡制限付株式割当契約（以下、本譲渡制限契約という。）の概要

対象者	当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）および取締役を兼務しない執行役員 一部の当社子会社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）および一部の当社子会社の取締役を兼務しない執行役員
各対象者に対する株式報酬額	会社業績や職責、成果等を踏まえて毎年設定
割り当てる株式の種類及び割り当ての方法	普通株式（割当契約において譲渡制限を付したものを）を発行または処分
払込金額	各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、対象者に特に有利な金額とならない金額で当社取締役会が決定
譲渡制限期間	割当日より3年から50年の間で当社取締役会が定める期間
譲渡制限の解除条件	当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）および取締役を兼務しない執行役員 譲渡制限期間の満了をもって制限を解除 ただし、任期満了その他正当な理由により、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、その時点で当該対象者の保有する割当株式の全部について譲渡制限を解除 一部の当社子会社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）および一部の当社子会社の取締役を兼務しない執行役員 譲渡制限期間の満了をもって制限を解除 ただし、任期満了その他正当な理由により、当社子会社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）、当社子会社の取締役を兼務しない執行役員または当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、その時点で当該対象者の保有する割当株式の全部について譲渡制限を解除
当社による無償取得	譲渡制限期間満了時点または譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない割当株式について、当社は当然に無償で取得する。その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本譲渡制限契約に定めるところによる

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象者の職責の範囲および諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計1,890,732,200円（以下、本金銭報酬債権という。）、普通株式634,900株（以下、割当株数という。）を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象者7名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下、本割当株式という。）について処分を受けることとなり、その譲渡制限期間は2026年6月30日～2076年6月30日までの50年間とします。

また、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）および取締役を兼務しない執行役員について、本譲渡制限契約には、法令に基づく財務報告要件に関し、当社の過去の財務諸表の修正再表示を行う必要が生じた場合、その結果として超過支給となる業績連動報酬部分を、その支給を受けた対象者または退任した対象者から当社が強制的に回収することができる、クローバック規則が含まれます。当該クローバック規則は当社子会社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）および当社子会社の取締役を兼務しない執行役員には適用されません。

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は対象者が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第122期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された本金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年5月7日（本割当決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,978円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。なお、割当株数は、2026年4月23日に開催された報酬案策定会議において決定しております。

以 上